

事務連絡
令和3年1月15日

公益社団法人全日本トラック協会 御中

国土交通省 自動車局 安全政策課
審査・リコール課
整備課

冬用タイヤ装着等の注意点に関するチラシの周知へのご協力のお願い

昨年末以降の大雪により、関越道、北陸道等において多くの大型車両が立ち往生したことにより、大量の車両が路上に滞留する事案が発生したことを踏まえ、冬用タイヤの適切な装着について改めて周知徹底する必要があります。

また、冬用タイヤを装着していても、タイヤが摩耗していた場合冬用タイヤの性能が不十分となることや、雪上での運転操作方法を把握しておくことが極めて重要です。

については、緊急の対策として別紙のチラシのとおり、「大型車の冬用タイヤに関する使用上の注意点」をとりまとめましたので、貴協会におかれましても、その趣旨についてご了知いただくとともに、傘下会員事業者に対して、周知いただくようお願い申し上げます。

冬用タイヤの溝深さに注意！

-大型車の冬用タイヤに関する使用上の注意点-

- 道路で大型車が立ち往生すると、深刻な交通渋滞や通行止めを引き起こします。積雪・凍結道路においては、**必ず適切な冬用タイヤを装着**するなど適切な措置を講じてください。
- 交通渋滞等を引き起こした運送事業者等には監査を行い、**講じた措置が不十分と判断されれば処分の対象**となります。



積雪・凍結道路では、**冬用タイヤを全車輪に装着**

⇒ 冬用タイヤは全車輪に装着しないと**挙動が安定しません。**



冬用タイヤの**溝深さが新品時の50%以上**あることを確認

⇒ 溝深さ**50%**を示す「**プラットホーム**」で、**運行前に必ず確認**してください。（一部海外メーカー品は除く）



積雪・凍結道路での運行前に、**運転上の注意点を把握**

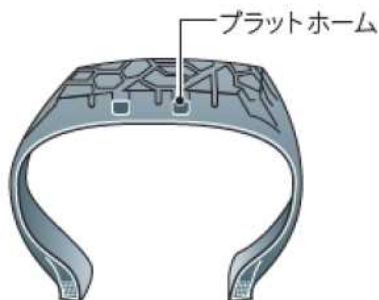
⇒ 積雪・凍結道路においては、
・**低速ギアでゆっくり発進**
・**坂道を登り終わるまでギアチェンジしない**
など、運転操作の注意が必要です。



プラットホームとは？

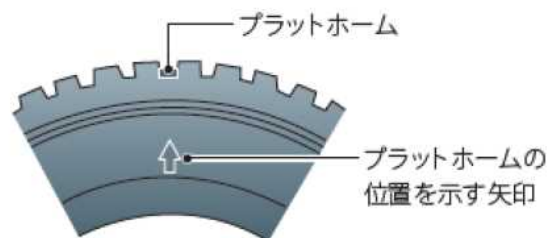
●プラットホームとは

日本国内における道路交通法施行細則等によって定められた冬用タイヤとしての使用限度の目安となる新品時の溝深さから50%の位置にあるゴムの盛り上がりを設置した部分をいいます。



●プラットホームの位置

プラットホームの位置を示す矢印がタイヤの両側面にそれぞれ周上4ヶ所以上に表示されています。



残り溝深さが「プラットホーム」に達している状態。冬用タイヤとして使用できません。

運転上の注意点

- ① **低速ギア**でゆっくり発進し、タイヤを空転させない。
- ② 急坂道では**登り終わるまで低速ギア**を使用し、ギヤチェンジしない。
- ③ **急発進、急加速、急旋回及び急停止は避ける**。柔らかくブレーキ。
- ④ **カーブに入る前に減速**する。速度は控えめ。十分な車間距離。
- ⑤ 冬用タイヤの**性能には限界がある**ので、運転時は細心の注意を払う。
- ⑥ 冬用タイヤを**乾燥路や湿潤路**で使用する場合は**走行速度に注意**する。